

男女共同参画審議会の所掌事項（かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の評価）について

1 概要

令和 7 年度 11 月 10 日開催の男女共同参画審議会において、困難な問題を抱える女性等支援に関する協議・進捗管理等の今後の取り扱いについて次のとおりとなりましたので報告します。

2 内容

○ 令和 6 年度までの男女共同参画審議会での協議内容

- ・ 令和 6 年 4 月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）の施行に向け、都道府県計画策定について議論
- ・ DV 防止法に基づく都道府県計画と一体なものとして、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定

○ 令和 6 年 11 月

- ・ 「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（代表者会議）」を設置

神奈川県における困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を適切かつ円滑に行うために、関係者間で必要な情報の交換を行うとともに、その支援内容等に関して関係者からの意見を聴取し協議

○ 今後の取扱い

- ・ 男女共同参画審議会の所掌事項のうち、困難な問題を抱える女性等支援に関する協議・進捗管理等は、支援関係者により実務的かつ詳細な検討及び関係機関との共有を行うため、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（代表者会議）において意見聴取することとする。
- ・ 意見聴取内容については「かながわ男女共同参画推進プラン」に基づく施策であるため、男女共同参画審議会に報告及び共有する。